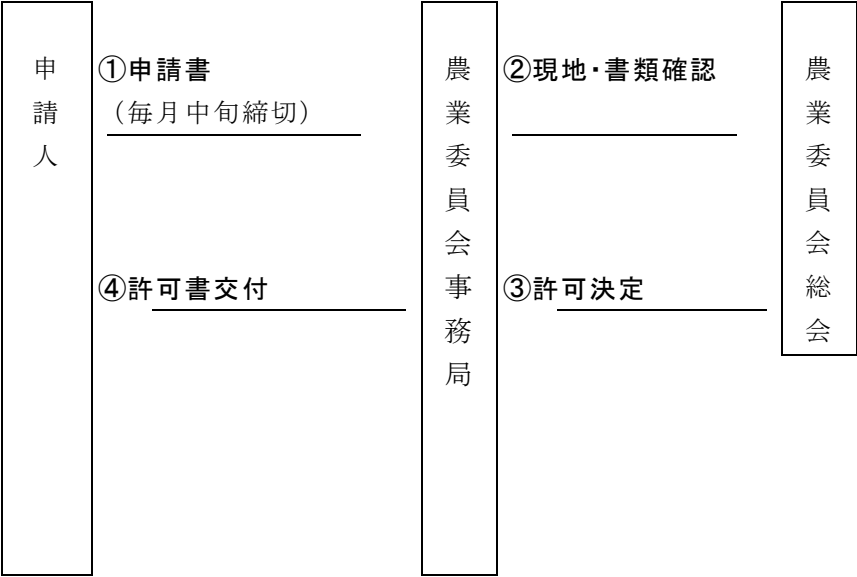


農地法第3条許可申請書の許可までの流れ

◎農地法第3条許可申請



※川辺町の最低経営面積は、20アール

※許可を受けようとする者（世帯員）が、農地法に基づく遊休農地、違反転用の状態の農地を所有等している場合は、農地のすべてを効率的に利用すると認められません。

農地法第3条申請 提出書類（2部提出 {申請書分・許可書分}）

	必 要 提 出 書 類	申請書分	許可書分
1	農地法第3条の許可申請書 ※①	○	○
2	全部事項証明（原本）【美濃加茂法務局で取得】	○	
3	住民票（譲受人世帯員分） （農業者年金に係る経営移譲の場合は譲渡人も必要）	○	
4	誓約書	○	
5	申請地案内図（住宅地図・字絵図）	○	○
6	農業委員の確認書	○	
7	組合員資格得喪通知（土地改良法）	○	
8	耕作証明（譲受人が町外在住者の場合）	○	
9	営農計画書 （譲受人が、新規で農業を始める場合及び町外在住者の場合）	○	
10	課税台帳の写し（農業者年金に係る経営移譲の場合）	○	

※ 1の申請書が2枚以上に分かれる場合は、割り印を押印していただきますようお願いします。

# 誓 約 書

年 月 日

川辺町農業委員会会長様

住 所  
[ 譲受 (借) 人 ]  
氏 名 印

別記土地を農地法第3条の許可により取得することについて、下記事項を確実に守ることを約束します。

1. 取得後は農地の管理を十分おこない、所定の収穫を得るよう耕作に精進します。
2. 地元農事改良組合、農協等、農業推進の事業には全面的に協力します。
3. 用排水路、道路及び公共事業がある場合は協力します。
4. 土地改良事業に係る土地について、賦課金は移転後の分につき、私が責任をもって支払います。
5. 国及び地方公共団体の農業施策には、全面的に協力します。
6. 申請土地の無断転用及び転売はいたしません。
7. 諸農業法令を遵守します。
8. その他必要と見なす事項については、農業委員会等と協議をして迷惑は絶対にお掛けしません。

土地の表示

川辺町

# 農 業 委 員 確 認 書

地元農業委員 様

(申請人) 譲渡人 住所  
氏名  
譲受人 住所  
氏名

印  
印

農地法第3条の規定による許可申請について

上記(申請人)両者の申請に基づき、下記農地の 権を したいので、  
農地法第3条の規定による許可申請書を提出することを確認願います。

記

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)	潰 廃 目 的			耕 作 者
					住宅敷地	工場	他	

申請人耕作面積	田 (㎡)	畑 (㎡)	計	農 業 従 事 者	
				男 人	女 人
自作地					
借入地					
貸付地					

上記申請書が提出されることを確認します。

年 月 日

地元農業委員

印

# 組合員資格得喪の通知書

年 月 日

川辺町木曾川右岸用水土地改良区  
理事長 佐藤 光宏 様

現資格者  
住 所

氏 名

印

新資格者  
住 所

氏 名

印

生年月日

私が所有（使用収益）している土地の全部（一部）について組合員資格に異動が生じたので当事者連署の上通知いたします。

## 記

### 1. 当該農地の表示

加茂郡川辺町

大字	字	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	摘要

### 2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因(例：組合員の死亡に伴う継承、農地売買のため、高齢による耕作者変更のためなど)

(2) 時期 年 月 日 (死亡・契約)